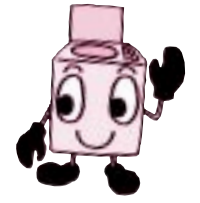
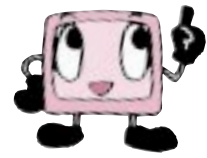


● 家電リサイクル法



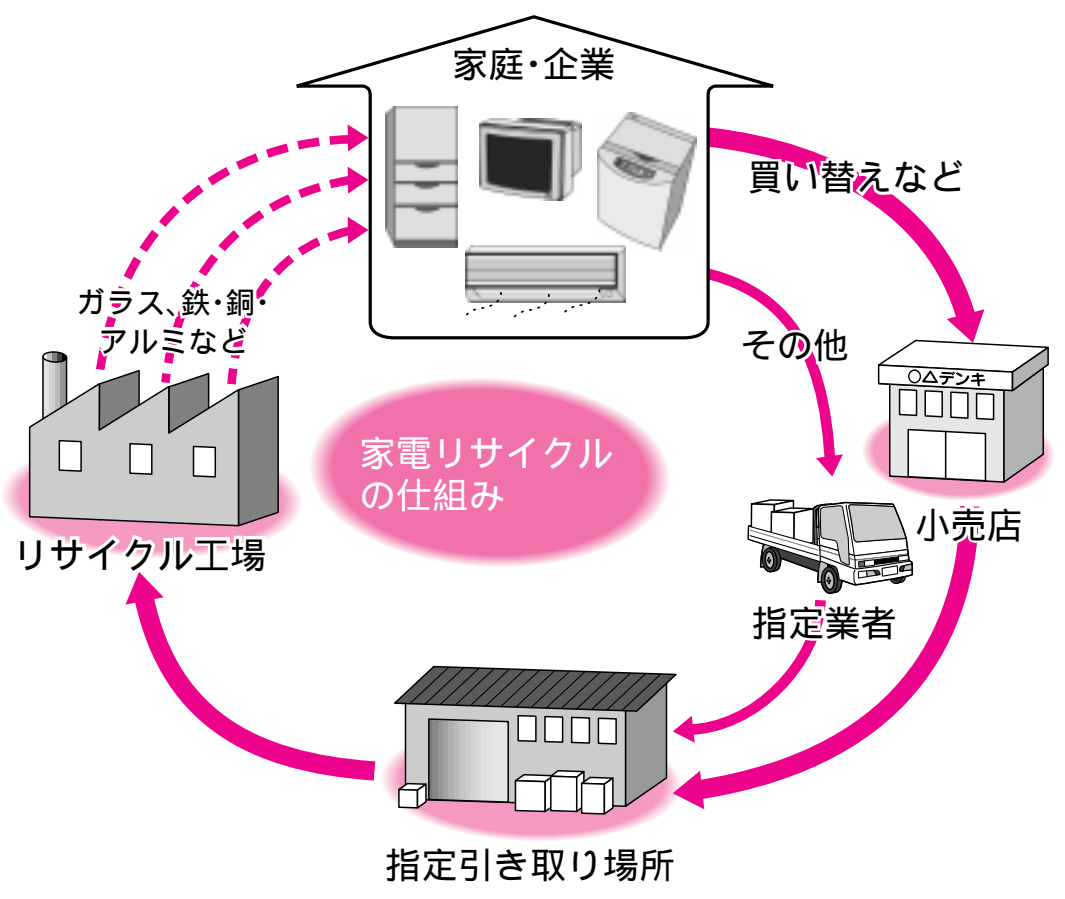
不法投棄の防止にご協力ください

ごみの不法投棄は法律で禁止されています。違反すると、懲役や罰金などの処罰があります。

市では、不法投棄監視員を50人配置し、不法投棄を監視しているほか、パトロール車による早朝・夜間の監視を行うなど、不法投棄の防止に力を入れています。

不法投棄を見かけたときは、環境業務課へご連絡ください。☎(863)6631

家電リサイクル法の対象となる家電製品についても、来年3月までは粗大ごみに、4月以降は小売店などに引き取ってもらうようになります。



家電リサイクル法による消費者・小売店・製造業者の役割

- 消費者 ... 不用になった家電製品の適正な引き渡しとリサイクル料金等の支払い
- 小売店 ... 自らが過去に売った製品や、買い替えによって不用となった製品の引き取り
- 製造業者 ... 自らが製造した製品のリサイクル

粗大ごみ申し込み電話

☎(857)5300
午前9時～午後4時

粗大ごみの申し込みはお早めに

来々四月からこれら四品目の家電製品は、粗大ごみとして収集をしない予定です。不用となった家電製品がある場合は、早めにお申し込みください。週の前半は電話が集中してかかりにくい日もありますので、申し込みは週の後半をお勧めします。

地球に住み続けるための家賃？

例えば、洗濯機の場合、現在の粗大ごみ手数料は千円ですが、来年四月からは、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を合わせると、三、四万円くらいになります。粗大ごみとして集めるよりも高額になりますが、環境を守りながら、将来にわたって地球という大きな家に住むための「家賃」とでも考えたらいいのかもしれない。家電リサイクル法についてのお問い合わせは環境企画課へどうぞ。☎(863)6632